

養父市農業委員会

第7回会議録

令和2年4月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第7回会議録

1. 開催日時 令和2年4月24日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 A研修室

3. 議 事

議案第25号 農用地利用集積計画の承認について

議案第26号 非農地証明について

報告事項

報告① 農地の現況転換について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地の使用貸借の解約通知について

報告④ 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

4. 出席農業委員（12名）

1番 秋山博

2番 山根達夫

3番 藤原義幸

4番 寺尾稔

5番 大谷忠雄

6番 奥藤雅行

7番 前川章

8番 谷垣重俊

9番 西谷眞一

11番 坂本秀夫

12番 西谷英樹

13番 圓山満

5. 欠席農業委員（1名）

10番 北本健一郎

6. 事務局出席職員

局長 圓山 修一

次長 稲津 義彦

主幹 森本 重良

主査 福垣 周作

事務局：ただ今より第7回農業委員会総会を開催させていただきます。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長：皆さん、改めましてこんにちは。今日は、後ろを見ましたら小雨が降っておりまして、肌寒い1日であります。各委員さんにおかれましては、朝からそれぞれ現地を確認していただきまして、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止ということで、今日は農業委員だけの会議ということで縮小をして開催いたしております。戸を開けたままで、まだ少し肌寒い感じがいたしますけれども、短時間で終わられますように皆さんにご協力いただいて今日の会議がスムーズに行きますよう、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

事務局：それでは、初めに会議の成立について報告します。本日の出席は、農業委員12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長をお願いしたいと思います。

議長：はい。養父市農業委員会会議規則第16条の規定によりまして、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、3番の藤原義幸農業委員と5番の大谷忠雄農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第25号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：説明します。資料は、1ページから13ページとなっております。1ページをご覧ください。

議案第25号、農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の概要です。概要を説明します。利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数です。面積が、田が46,800㎡、筆数が49筆となっております。畑については0です。利用権の設定を受ける戸数ですが、14戸です。利用権を設定する戸数は、32戸となっております。設定する利用権の概要や契約年数につきましては、記載のとおりとなっております。3番の利用権の設定を受ける者及び設定する者、4番の貸借土地の所在地につきましては、13ページに記載しております。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： はい、質疑なしと認め、議案第 25 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 説明します。資料が 14 ページから 25 ページとなっております。14 ページをご覧ください。議案第 26 号「非農地証明交付申請の承認について」です。2 件あります。

1 番、農地の所在地、地目、面積、氏名は記載のとおりとなっております。非農地の理由ですが、昭和 27 年 9 月に隣接する土地と合わせて住宅用敷地として使用しておられました。現在は、建物を壊し、更地の状態となっております。今回、宅地分譲の計画があるため、現況地目への変更のため非農地証明の申請をされました。資料につきましては、15 ページから 19 ページとなっております。

2 番です。農地の所在、地目、面積は、記載のとおりです。権利者は、加古郡播磨町の方です。非農地の理由としましては、所有者の亡き母が平成 8 年に古い家を壊し、新築した際に当該地を住宅用敷地として取り込んで住宅を建てておられます。今回、空き家の売却に伴い、現況の地目へ変更したいとのことです。資料としましては、20 ページから 25 ページとなっております。説明は、以上です。

議 長： はい、事務局の説明が終わりました。次に、1 番の八鹿町八鹿の件について、担当農業委員の説明を求めます。11 番、坂本農業委員。

坂本委員： はい、11 番坂本です。この土地は、書いてありますとおり、昭和 27 年頃は、農地法などがまだしっかりと定着していませんのであったことと思います。その宅地や申請の所も同じ農地だったらしいのですけれども、申請地以外は、きちんと地目変更がされておりましたが、この土地の 9 m²ぐらいだけが農地のままで現況が宅地になっていたような状態です。今は取り壊されて平地になっていますのでよく分かるのですけれども、そこは農地に返るような場所でもありませんので、よろしくお願いします。

議 長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： はい、12番西谷です。担当委員が今、申されたように、昭和27年9月に宅地として敷地を使ってしまっているということで、今となっては農地に返すことはとてもできない土地であると思いますので、許可相当だと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第26号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、2番の森の件について、担当農業委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： はい、3番藤原です。今朝ほどは、現地調査をありがとうございました。先ほど事務局から報告がありましたとおり、平成30年に古い家を壊して、そこに新しく建築されたときに農地を取り込んでしまったということが出ていますし、最後に始末書もあります。これの写真を見ていただければいいのですけれども、23ページの291番の地目の所が農地のままになっているということで、きれいに砂利を敷かれておりますので、宅地の一部として認めてもいいのではないかと判断しております。次の24ページを見ていただいてもいいのですが、きれいにされております。審議をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： はい、11番坂本です。朝、現地を確認させてもらったのですが、これは、292番の土地とくっついている291番なのですが、292番の土地に家を建てられたときに、同じ土地として地目変換されておいた方がよかったような土地だったと思いますが、今となっては、もう農地にはできないと思いますので、地元委員の説明どおりだと思っております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 26 号の 2 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地の現況転換について」事務局より説明を求めます。

事務局： 26 ページをご覧ください。報告①「農地の現況転換について」です。届出番号 1 番、養父市八鹿町宿南の土地 1 筆、面積は 604 m²です。届出者は、養父市八鹿町宿南の方で、田を畑として利用しやすくするため、50 cm 程度嵩上げすることが目的です。関連ページは、27 ページから 31 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。5 番、大谷農業委員。

大谷委員： はい、5 番大谷です。26 ページからになります。27 ページの農用地図にありますが、宿南小学校の近辺だと思っていただければと思います。周囲 3 面は住宅等がありまして集落内に、ぽつんと農地があるということでございます。

字限図は 28 ページで、現況の写真は次の 29 ページです。それから、30 ページからは計画図が続くのですが、下側は市道となります。小さな畑がありますが、E-E 断面、A-A 断面については、溝がありますので掃除がしやすいように、二次製品のコンクリート擁壁で周辺を固めていくということでございます。近隣の方の同意も得ていますし、問題ないかと思っております。盛土を行って畑として使用したいということもございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて現地調査委員の説明を求めます。13 番、圓山農業委員。

圓山委員： はい、13番圓山です。午前中に現場を確認させていただきました。31ページの図面を見てもらえれば分かるのですが、コンクリート2次製品のL型擁壁等を使って、かなりしっかりした地上げをされるように思われます。はっきり言って、畑にするにはもったいないような工事の仕方で、そこまでして畑にされるのは所有者さんの熱意なのかなと思うのですが、少し品質的にオーバーオリティーではないかと思ったのですが、畑にされるということなので、それでいいのではないかなと思いました。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： はい、資料は32ページです。報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」許可をしたものについて報告します。

1件ありました。申請の土地は、記載の建屋の土地で2筆です。譲受人、譲渡人は、記載の方となっております。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が3月6日、許可日が3月16日です。説明を終わります。

議長： はい、事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告③「農地の使用貸借の解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： はい、資料の33ページです。報告③「農地の使用貸借の解約通知について」を報告します。2件ありました。

1番、申請の土地、申請人は、記載の方となっております。解約の詳細ですが、令和2年3月13日に合意解約をされており、土地の引き渡し日も同日です。解約の条件は、ありません。事由は、合意解約となっております。

番号2番、申請の土地、申請人は、記載の方となっております。令和2年4月1日に合意解約をされ、令和2年同日、土地の引き渡しをされております。解約の条件はありません。合意解約となっております。説明を終わります。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告④「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」事務局より説明を求めます。

事務局： はい、34ページをご覧ください。報告④「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番、養父市養父市場の土地2筆、合計面積は2,719㎡です。但馬県民局養父土木事務所が実施する円山川等の河川改良事業において発生する土砂置場として、令和4年3月31日までの期間、一時転用をするものです。場所につきましては、35ページをご覧ください。

こちらは、養父市場地番となっておりますが、大藪集落の前に広がっております千石田の一部となっております。通称、右岸通り沿いを朝来市方面に進んだ所、ほぼ突端部分の場所となっております。

続きまして、39ページをご覧ください。先ほどの2筆の土地をこちらにありますとおり3m程度盛り上げる計画となっております。また、隣接地や水路からは1m程度離れ、さらには、大型土嚢を置き、土砂の流入・流出を抑えるように配慮されておりますことから、周辺農地の営農にも影響ないと考えております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 俊

署名委員 藤 原 義 幸

署名委員 大 谷 忠 雄